
◎開会の宣告

○議長 全員ご起立願います。おはようございます。ご着席ください。
　　本日の会議に欠席通告のあった方はございません。
　　定足数に達しておりますので、これより令和2年第3回川西町議会定例会を開会いたします。

(午前 9時30分)

◎開議の宣告

○議長 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長 議事日程につきましては、お手元に配付しておきました印刷物のとおりであります。
　　地方自治法第121条の規定により、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会长及び監査委員の出席を求めております。

◎諸般の報告

○議長 この際、私から諸般の報告を行います。

　　去る令和2年8月3日、山形市において山形県町村議会議長会臨時総会が開催されました。会議では、令和元年度山形県町村議会議長会収入支出決算が提案され、承認されました。また、各地方からの提出議題10件が提案され、原案どおり可決されました。

　　なお、置賜地方町村議会議長会からは、置賜地域における主要道路網の整備促進について、そして、自治体病院を中心とした地域医療の再生と充実に向けた支援についての2件を提案いたしました。

　　次に、8月11日、米沢市議会議事堂において、置賜広域行政事務組合議会臨時会が開催され、置賜広域行政事務組合千代田クリーンセンター焼却設備及びボイラーパイプ設備定期整備工事請負契約の締結について、置賜広域行政事務組合清掃事業所設置条例の一部改正について、令和2年度置賜広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）、令和2年度置賜広域行政事務組合ふるさと市町村圏事業費特別会計補正予算（第1号）が提案され、それぞれ原案どおり可決されました。

諸般の報告を終わります。

◎町長の町政報告

○議長 町長の町政報告を行います。

町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 私から、6月以降の町政の報告をさせていただきます。

6月3日から15日の間、第2回川西町議会定例会を開催いただきました。

6月18日、令和2年度第1回川西町まちづくり委員会を開催いたしました。今年度は新たな任期の初年度であることから、18名の委員に委嘱状を交付し、委員長に藤倉利英氏、委員長職務代理に菅井 厚氏が互選されました。まちづくり委員の皆さんには、令和元年度の行政評価及び経営改革プランの外部評価や川西町まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況の点検評価、川西町第5次総合計画未来ビジョン後期基本計画及び第2期総合戦略策定に向けて検討をお願いしたところであります。

6月23日、第1回川西町地域公共交通会議を開催しました。会議では、令和元年度のデマンド型乗合交通の利用実績や本年5月に実施しました利用者アンケートの調査結果等を報告し、運行における満足度や改善点等に対し、意見交換を行いました。また、デマンド型乗合交通に係る国庫補助事業の申請に当たり、本年10月から次期運行計画の目標や方針を説明し、確認をいただきました。

6月26日、第1回川西町総合教育会議を開催いたしました。会議では、第1期川西町教育等の振興に関する大綱のアクションプランの進捗状況について意見交換を行うとともに、第2期大綱のアクションプランを作成いたしました。

7月2日、第1回川西町生活安全推進協議会を開催いたしました。会議では、各組織、団体等での役員改選による新たな委員9名を委嘱するとともに、米沢警察署生活安全課、軽部課長より、最近の犯罪等の発生状況について報告をいただきました。協議では、令和2年度川西町民生活安全推進大会の開催について、今後の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、開催の可否を検討することといたしました。

7月2日、第1回川西町交通安全推進協議会を開催いたしました。会議では、任期満了に伴い、30名の委員を新たに委嘱するとともに、米沢警察署、長沼交通課長より、最近の交通事故の発生状況について報告をいただきました。協議では、7月22日から8月21日までの

“明るいやまがた” 夏の安全県民運動の実施計画について協議をいただきました。

7月20日、第1回川西町役場跡地利活用計画検討委員会を開催いたしました。14名の委員に委嘱状を交付し、委員長に渡部 桂東北芸術工科大学准教授、副委員長に加藤健吉小松地区地域振興協議会会长を選出しました。検討委員会には、令和元年度に策定した川西町役場跡地利活用基本方針に基づき、小松地区交流センターを核とした地域づくりの拠点を整備する上で、地域の皆さんを利用しやすく、また多くの人が集まりやすい使い方や設備等について検討をお願いいたしました。

7月28日、大雨洪水警報並びに土砂災害警戒情報が発令されたことから、町災害対策本部を設置し、警戒体制をしくとともに、災害対応に備えました。町内では、大雨により家屋等への浸水や道路、河川、林道等の破損被害が生じましたが、今後、施設の復旧や農業被害対策に努めてまいります。

8月1日、川西ダリヤ園開園式を開催いたしました。新型コロナウイルスの感染予防のため、規模を縮小しての式典となりましたが、日本ダリヤ会理事長、鷲澤幸治様をはじめ、町内外から45名の方々にご臨席を賜りました。本年は、開園60周年を迎えることから、9月21日に記念事業等を予定しており、開園期間中は新型コロナウイルスの感染予防対策を十分に講じながら、訪れる方々にダリヤの魅力を発信してまいりたいと考えております。

8月18日、川西町議会全員協議会を開催いただきました。

8月21日、第3回川西町議会臨時会が開催されました。

8月24日、交流館あいぱるにおいて、令和2年度本間喜一奨学生、奨学生証の授与式を行いました。奨学生は、本年4月に愛知大学地域政策学部に入学した青森県青森市出身の中川裕斗さんと秋田県秋田市出身の佐々木将人さんの2名で、申請書類の事前審査及びオンラインによる面接審査を実施し、奨学生として認定しました。今後4年間にわたり奨学生が給付されることとなり、将来、地域貢献を目指す人材として成長できるよう支援してまいります。

8月26日、第2回川西町交通安全推進協議会を開催いたしました。会議では、“明るいやまがた” 夏の安全県民運動の実施結果とともに、交通安全功労者表彰の審査結果について報告し、協議では、9月21日から30日までの秋の交通安全県民運動並びに11月6日に予定の夕暮れ時街頭啓発活動の実施計画について協議をいただきました。

8月30日、吉島小学校を主会場に、川西町総合防災訓練を実施いたしました。今年度は新型コロナウイルスの感染予防のため、規模を縮小し、吉島地区自主防災会や吉島小学校をはじめ、関係機関、団体約230名の参加をいただきました。災害想定を水害とし、本部体制の

設置確認や各地区及び吉島小学校をインターネット回線で結んだネットワーク活用通信訓練、緊急避難所の開設、設置運営等を実施するとともに、消防防災ヘリとの通信訓練やドローンを使用した映像観察訓練等を実施し、町及び地域住民の防災意識の向上を図りました。

続きまして、入札執行状況についてご報告を申し上げます。

6月12日、工事名、川西町立中郡小学校空調設備整備工事、落札金額3,190万円、落札者、株式会社殖産工務所代表取締役伊藤一壽、以下7件について入札を執行しましたので、記載のとおりであります。ご覧いただきたいと思います。

以上、町政の報告とさせていただきます。

○議長 町長の町政報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長 日程第1、川西町議会会議規則第126条の規定により、会議録署名議員を私より指名いたします。

11番淀 秀夫君、12番高橋輝行君、ご両名にお願いいたします。

◎会期の決定

○議長 日程第2、会期の決定、これを議題といたします。

お諮りいたします。会期については、既に配付いたしております会期及び審議予定表のとおり、本日9月2日より9月18日までの17日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は17日間と決定いたしました。

◎諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

○議長 日程第3、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて、これを議題といたします。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて提案を申し上げま

す。

提案理由につきましては、人権擁護委員について、法務大臣より推薦の依頼があったので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

ご提案を申し上げます。

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記、住所、川西町大字玉庭4060番地、氏名、貝沼新八、生年月日、昭和25年10月23日、本日付でございます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長 ただいま、町長の説明が終わりましたが、本案は人事案件でありますので、川西町議会運用例第2章第8項及び第6章第14項の規定により、委員会付託並びに質疑討論を行わず、直ちに採決を行います。

本案について、原案による者を適任と認めることの意見とすることに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案による者を適任と認めることの意見とすることに決定いたしました。

◎諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

○議長 日程第4、諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて、これを議題といたします。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 濟問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて提案を申し上げます。

提案理由につきましては、人権擁護委員について、法務大臣より推薦の依頼があったので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記、住所、川西町大字西大塚669番地、氏名、高橋佳子、生年月日、昭和31年2月12日、

本日付でございます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長 ただいま、町長の説明が終わりましたが、本案は人事案件でありますので、川西町議会運用例第2章第8項及び第6章第14項の規定により、委員会付託並びに質疑討論を行わず、直ちに採決を行います。

本案について、原案による者を適任と認めることの意見とすることに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案による者を適任と認めることの意見とすることに決定いたしました。

◎報告第6号 令和元年度川西町一般会計等健全化判断比率について

○議長 日程第5、報告第6号 令和元年度川西町一般会計等健全化判断比率について町長の報告を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 報告第6号 令和元年度川西町一般会計等健全化判断比率についてご報告を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定により、令和元年度の健全化判断比率を別紙監査委員の意見をつけて議会に報告するものでございます。

以下、内容につきまして、針生未来づくり課長から説明をさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 針生未来づくり課長。

○未来づくり課長 それでは、命によりまして、報告第6号 令和元年度川西町一般会計等健全化判断比率についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定により、令和元年度の健全化判断比率を別紙監査委員の意見をつけて議会に報告する。

令和2年9月2日付提出、町長名でございます。

この報告の文書とともに、報告第6号、第7号の資料といたしまして、令和元年度までの川西町の財政健全化判断比率という資料もおつけしておりますので、そちらもご覧いただきながら説明をさせていただきたいと思います。

こちらの別紙でつけております前段に記載しておりますが、この報告につきましては、財政健全化法に基づきまして、議会への報告とともに公表するものでございます。私のほうから本日報告させていただきますのは、この記載事項の中の1番から全部で5番までございますが、1番から4番までを報告第6号として報告するものでございます。

あらかじめ申し上げますと、令和元年度の状況でございますが、1つ目は、実質赤字比率、これは一般会計の赤字額が標準財政規模に占める割合でございます。2つ目は、連結実質赤字比率、一般会計に特別会計などを加えた全会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合でございます。3つ目は、実質公債費率、一般会計の借入償還額と特別会計等の償還に対する負担額が標準財政規模に占める割合です。4つ目として、将来負担比率、一般会計の借入れの残高に特別会計や一部事務組合等に将来的に一般会計から負担すると想定される金額等を加えた額が標準財政規模に占める割合でございます。

それでは、本文のほうをめくっていただきまして、1ページ、ご覧いただきたいと思います。

今申し上げました4つの指標につきまして、上段のほうにその数値を記載しているものでございます。今回、比較をする標準財政規模の額は、令和元年度分といたしまして、下段の左側に記載しておりますが、64億4,810万2,000円でございます。

1枚めくっていただきまして、まず、実質赤字比率並びに連結実質赤字比率の数値でございます。

まず、実質赤字比率については、左側の表の中段に実質赤字比率、%で表示しておりますが、マイナス4.13と記載しております。2つ目の連結実質赤字比率、こちらは右側の下段にございますが、マイナス8.33と記してございます。表の外にこの凡例が書いておりますが、実質収支または連結実質収支が黒字である場合、負の値で表示されるとなっておりますので、マイナスの表示をそれぞれ付してございますので黒字となっておりすることから、報告するべき数値は表れないということになります。繰り返しますと、実質赤字比率並びに連結実質赤字比率につきましては、報告すべき負の数値ということにはなりませんでした。

続いて、次のページに実質公債費比率がございます。こちらについては、計算式がございまして、まず、その計算式を申し上げておきたいと思います。

分母については、この表の⑫から⑭までから上段の⑨、⑩、⑪を引いたものが、まず分母となります。中段の⑫から⑭、この合計額から、上の⑨から⑪までを差し引いたものが分母になります。

分子は、①から⑦までの合計額から、⑧から⑪までの合計額を引いたものが分子となります。繰り返します。分子は、①から⑦までの合計額から、⑧から⑪までの合計を差し引いたものが分子となります。

しかも、この数値については、過去3年分の平均値で割り出されるということから、中段の右側に報告する実質公債費比率がございますが、その左隣に実質公債費比率の平成29年度から令和元年度までの数値が記載されておりますが、この13.1という元年度の比率につきましては、3年間の平均値ということになります。前年の平成30年度に比べまして、今回の示された数値は13.1%ということになりました。前年度に比較しまして変化が大きかったというところは、⑧の特定財源の額の金額でございまして、これが前年よりも増えておることから、分子の額が減ることになりました。したがって、その分、令和元年度の数値が下がることになり、平均値として割り出した数値が前年に比べ13.1%というふうに、前年度は13.3%でございましたので、若干減っております。

その変わった内容といたしましては、⑧の金額でございますが、地域総合整備資金貸付金が一括償還されたことにより、金額上、約1億円違っておりますが、申し上げました地域総合整備資金貸付金の償還があったことから、今回実質公債費比率が若干ですけれども改善となったという数値に表れております。

続いて、最後に4点目の将来負担比率でございます。これについては、一番最後の将来負担比率、%の表示でございますが、134.5%という数値が示されております。この計算式については、このページの下の段にその計算式が載ってございます。

概要を申し上げますと、この中で、昨年は数値が125.2%となっておりましたので、元年度は134.5%となって、プラスに針が振れておりますけれども、その大きな変化の内容といたしましては、上段の将来負担額の地方債の現在高、ここの金額が前年に比して増額をしております。この理由といたしましては、今進めております新庁舎建設に伴いましての地方債の負担額がこの分増えているということがその要因と言えます。地方債については、償還が終了したものもございますが、そのように新たな地方債と相殺して、昨年度に比べ約1億8,000万ほど増えておりますが、そうした要因で将来負担比率がプラスに針が振れている、このように分析をしているところでございます。

以上、私からの説明といたします。

○議長 報告が終わりましたが、何か聞いておきたい点がありましたら発言を許します。

12番高橋輝行君。

○12番 いつも白鷹の例を申し上げる機会があるわけすけれども、白鷹町の場合は標準財政規模の額が47億というようなことでございます。さらに、財政調整基金が9億5,000万、%にしますと20%、標準財政規模、何回もご紹介を申し上げておりますが、総務省が指導されておる5%以上をはるかに超えての20%、本町の場合は以下同文であります。

しかし、白鷹で、じゃ、何もしないかというと、何もしないわけじゃない。役場を訪ねる様々な町民に対する行政サービス、きめ細やかにされておるようです。ちょうど隣の町ですよ。遠かい都会どこの県外の紹介をしておるわけでないわけで、そのように見ますと、本町の場合は担当課長から、るる俗に言う心配ない、心配ないというお話すけれども、監査委員の意見も添えてということであります。監査委員は心配ないと、こういうふうに申されているんですか。その辺はどのような評価をいただいておるのか、お尋ね申し上げたいと思います。

さらに、課長からるるありましたけれども、特にこのことについては、シミュレーションというか、町民の側からすれば心配ないわけないだろうと、それに答えるとするならば、後段に課長が申された新たな地方債という、いわゆる借金ですよね。新庁舎、これはどうやつていくんだという、この辺のシミュレーションはご提示いただきて、こんなことになっていくよというようなシミュレーション的な資料の提供というものは、これはできないものなのかということ、2点お尋ね申し上げたい。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 令和元年度の決算の監査意見書を賜りましたので、私から報告させていただきます。

川西町の令和元年度の各会計の決算状況については、適正に執行されて、数値上の誤り等もないという報告をいただきました。また、健全化判断比率についても、財政健全化法から照らして、先ほど説明しました実質赤字比率、連結実質赤字比率等についてはないと。また、実質公債費比率、将来負担比率については、ただいま針生課長から説明したように13.1%、134.5%であるということを報告いただくとともに、今後とも起債の増が見込まれることから、財政の健全化を一層図るようにという意見をいただいたところでございます。

○議長 針生未来づくり課長。

○未来づくり課長 ご指摘の今後の財政シミュレーションについてのご質問でございますが、当然、財政を担当するものとして、過去の起債の償還、そして今後の事業計画を見据えての財政的なシミュレーションをしながら財政運営に努めているわけでございます。こうした内部的な資料はもちろんございますが、ご質問の新庁舎整備に関わるというところについては、

その部分だけを取り出してのシミュレーションというよりは、全体を見てのシミュレーションでなければ、ちょっと全体をつかめないのかなというふうに思っておりますし、また、どの部分がお示しできるのかも含めて研究というか、検討させていただきたいというふうに思いました。

以上です。

○議長 12番高橋輝行君。

○12番 私、新庁舎と申し上げたのは、針生君、あなたが説明されたから、それに食いついて今質問したことありますけれども、実質やっぱり様々なものがありますけれども、ざっと30億からの新庁舎のいわゆる借金というものはどういうふうになっていくんだという、素朴な、これは町民の心配ですよ。それを受け、私は今質問を申し上げたわけでありまして、そんなに何か考え込んでやらなくても、一つのシミュレーション、いわゆる返済計画というのも当然お持ちなわけでありまして、これはこの長丁場の議会の中で当然お示しをいただきてもいいのではないかと。

私、何回も申し上げているとおり、担当課長の以上を、あなたはね、いつも判断しちゃうんです。いわゆる任せられた部分で、私の判断できない部分は上司がいるわけでしょう、その人と協議をしながらお答えいただければいいんじゃないですか。あなた、どうも、はつきり言えば勘違いしている部分が、何回ももう申し上げているんですけども、何か全部自分の中でお持ち合わせの部分を言っちゃうというような、そうでなくて明確に立場、立場を踏まえて、お答えいただいたほうが分かりやすいと思いますよ。

でありますから、再度お尋ね申し上げますが、これは新庁舎だけを私申し上げているんではないんです。あなたも原田町長の何かウイルスがうつっているようで、私は新庁舎だけでなくて、新庁舎が一番大きなまずこれからの中の借金ということになっていくわけでしょう。それを中心としたものがどうなっていくんだと、これは当然お示しをいただきたり、シミュレーションというような、これは当然お尋ねをするべきものだという思いで今質問に立っているわけです。お願いします。約束いただきたい。

それから、原田町長は監査委員の方から財政の健全化を図るように言われたと、これは町長、当たり前のことであります。何か大上段に健全化を図るようにということで、健全化を図っているからこの数字なんだということですけれども、実質粉飾決算という言葉は申し上げませんけれども、監査の意見書の中で、いわゆる帳尻合わせという、言葉もこれ選ばなければなりませんけれども、いわゆる財政調整基金で穴埋めをしながら黒字という報告になっ

ている部分については、これは監査委員から指摘があるわけでしょう。単年度、単年度で見ればマイナスになるのに、最後の帳尻を、言葉で言えばですよ、合わせて、財政調整基金、いわゆる貯金からそれを切り崩して、そして穴埋めをしながら、いわゆる最終的な決算の報告ということは、これは監査委員が何回も申し上げておりますけれども、私が申し上げているんでなくて、監査委員の指摘の中にもあるわけでしょう。これが現実なんですよ、今の川西のいわゆる財政状況というのは。

ですから、原田町長が財政の健全化なんて、これは一丁目一番地の当たり前のことであって、こここの部分を切り詰めながらやっていくと、これも何回も申し上げておりますけれども、こここの部分は我慢してくれという、ここの部分をあなたはおっしゃらない。これが町民の不安をあおっているというふうに思うんですよ。私はその立場で何回も同じことを申し上げます。不安を払拭するようなことはなかなか大変ですよ、これ、万人がね。だけれども、大きなポイントだけはお答えいただきたい。ずっとあなた、16年、17年間同じことですよ。財政の健全化と、何をすれば健全化なんだという、健全化の哲学というのは、あなた、原田さん、お持ちですか。何を指してあなたの言う健全化なんですか。ちょっとお尋ね申し上げます。

これポイントですからね、大きな報告ですから。お尋ねをするわけであります。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 9月定例議会中の内で、今後の財政の見通しなどについては、各委員会などでご報告をさせていただきながら審議していただくことになると思いますので、ご理解いただきたいと思います。

あと、財政健全化の指標はということですから、これは基本的には歳入と歳出のプライマリーバランスをしっかりと取ることになるわけでありまして、令和元年度、このところでは財政調整基金を繰入れしたことではマイナスというふうに見られるわけですが、新庁舎整備という大プロジェクトを抱えながら、財政出動をさせていただいたということで、本来的には歳入歳出の均衡を図ることを目標にしながら取り組んでまいりたいと考えております。

○議長 針生未来づくり課長。

○未来づくり課長 ご指摘の資料につきましては、上司と相談をさせていただいて、お示しする方向で対応したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長 12番高橋輝行君。

○12番 もう資料は、そんなに上司と相談しなくても出て当然だというふうに思いますが、その手続は踏んだほうがいいですね。お願いしますよ。

原田町長ね、先ほど分かりやすく説明しているんですよ、これ、テレビも入っていますからね、町民に。白鷹、白鷹と、特に白鷹の佐藤誠七町長をアピールするわけないんですよ。置賜3市5町の、このある意味小さなエリアの中の隣の町ですよ、いわゆる貯金というものが基準の20%と、本町の場合は一、二%ですよ。一、二%って、もうないに等しいじゃないですか。原田町長の身上持ちというのは、私は個人的に身上持ちといったって下手でなかなか、税金も遅くなって滞納もされているけれども、正直な話ありますよ。町のまづ身上持ちですよね。原田町長は借りられるものはどんどん借りるという、借りられるものは過疎債を中心に、支援を受けられるものは、支援も100%ならいいんですよ。借りられるものはまず借りるという、どんどん借りるという、それが原田俊二さんのやり方なんですよ。ずっと見ますと、16年間見ますと、最初はいいんです。借りられるものはどんどん借りると、町民の皆さん、そういうやり方なんですよ。それではいけないと。

白鷹の場合、借りないけれどもどうなんだという、そして万が一の蓄えということが標準財政規模の20%、それが白鷹の佐藤町長のやり方じゃないですか。あれは私が申し上げている、簡単にやめますけれども、これは基本中の基本だからね。喜多方の隣の会津坂下町、国のIVの1という分類の川西町と同じ分類なんですよ。国の指標の。そこは、これも何回も紹介しましたよ、町民の皆さん。役場は建てたいけれども、いまっと別なことしなければだから、庁舎は我慢しようという、そしてちゃんとした財政調整基金、貯金も持ちながら万が一の備えというものをやっている。同じランクの町がですよ、ちょうど1時間いくらですよ。あるわけですよ。

しかし、原田さんは借りられるものは借りよう借りようと。いまだというこのやり方については、私は問題だという立場から申し上げているんです。それは明確に、あなた、答えてくださいよ。計数的な問題とか、計数は分かりますよ、これね。やらなければ、原田さん、やらなければならないものではありますよ、これ。何も庁舎を建てるのが悪いと言っているんじゃない。これも恐らく町民の大半は必要だったべという、私の支持者もそういう声が多くあります。それは分かります。しかし、そのやり方を言っているんです。でしょう。それが、今報告いただいている内容でしょう。そこを原田さんは明確にお答えにならないんです。健全なんだと、問題ねえんだと、計数がこうでないからと、何か文句あつかとは言わないけれども、そういうことになる。

もう少しきめ細かな、ここでは全体的なものですから、原田さんね、この際、長丁場の決算の定例議会ということですから、それを分かりやすく何かお示しいただきたいですね。お願いできますか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 新庁舎整備につきましては、本庁舎が耐震度が弱いという調査結果の下に、国に対し新たな財政支援を要望した結果として、熊本の震災を受けて、国としては今まで役場庁舎に対する支援策はなかったわけですが、緊急の時限的な保全事業が、市町村役場緊急支援事業が出ましたので、それを活用させていただきながら、今、時限内で完成を目指しているところでございます。これは財政措置もありますし、起債措置も認められているということでございますので、国の支援としては最大限の支援というふうに捉えて、町としての将来的な財政負担も考えれば有利なものとして判断して推進しているところでございます。その内容などについても、議会開催中にはしっかり説明をさせていただきたいと思います。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかにないようありますから、本件を終わります。

◎報告第7号 令和元年度川西町水道事業会計等資金不足比率について

○議長 日程第6 報告第7号 令和元年度川西町水道事業会計等資金不足比率について町長の報告を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 報告第7号 令和元年度川西町水道事業会計等資金不足比率についてご報告を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定により、令和元年度の資金不足比率を別紙監査委員の意見をつけて議会に報告するものでございます。

内容につきまして、奥村地域整備課長から説明をさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 命によりまして、令和元年度川西町水道事業会計等資金不足比率についてご説明を申し上げます。

1枚、表紙をおめくりいただきたいというふうに思います。

この様式につきましては、資金不足等に関する算定様式についてでございまして、上の2つの欄につきましては、上水道事業でございます。また、下の2つの欄につきましては、下水道並びに農業集落排水特別会計の事業でございます。

初めに、上のほうの欄の上水道事業についてご説明を申し上げます。

都道府県名につきましては山形県、市区町村名につきましては川西町でございます。公営企業会計の法適用事業でございます。

右の中段のほうに移っていただきまして、（1）4,847万1,000円、これにつきましては、aの流動債1億9,051万3,000円、これにつきましては企業債未払金等でございます。bでございますが、控除企業債ということで、建設改良等の財源に充てるための企業債でございます。このaからbを引いた4,847万1,000円が（1）となるものでございます。

続いて、（3）でございますが、2億6,716万7,000円、これにつきましては、流動資産g、2億6,716万7,000円、これにつきましては、現金、未収金、貯蔵品等でございます。

続いて、（6）でございますが、（1）から（3）を差し引いた2億1,869万6,000円でございますが、これにつきましては、マイナスの表示になっておりますが、マイナスがつきましたらば資金不足が生じていないという内容でございます。

なお、（12）の事業規模でございますが、営業収益から受託工事収益を差し引いた（10）が事業の規模となるところでございます。一番右側の標準財政規模比でございますが、（8）の2億1,869万6,000円を標準財政規模で割ったものが3.4となるところでございます。

続きまして、下の欄の下水道事業でございます。

特別会計名が下水道事業特別会計、法非適用事業でございます。

（1）の歳出額でございますが、5億954万7,000円、（3）でありますが、歳入額から繰越額t2を差し引き、5億2,027万9,000円となったところでございます。下の欄に移っていただきまして、（6）でございますが、差引き1,073万2,000円のマイナスということでございます。これについてもマイナスがついてございますので、資金不足は生じていないということでございます。

なお、（12）の事業規模でございますが、営業収益として下水道使用料の（10）が事業の規模となるわけでございまして、財政規模比でございますが、（8）標準財政規模で割ったものにつきましては0.2というふうになったところでございます。

続きまして、農業集落排水特別会計でございます。これにつきましても、法非適用事業でございます。

(1) の9,008万円が歳出額でございます。 (3) の歳入額9,133万4,000円でございます。

(6) 差引きでございますけれども、125万4,000円のマイナスと、これもマイナスの符合がついておりますので、資金不足は生じていないというような内容でございます。

(12) の事業規模でございますけれども、(8) の標準財政規模で割ったものでございますが、値が小さくて0.0という表示となったところでございます。

以上、報告第7号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長 報告が終わりましたが、何か聞いておきたい点がありましたら発言を許します。

12番高橋輝行君。

○12番 これはね、先ほどの内容とまた逆の論法になりますよ。

課長ね、奥村課長、分かりやすくですよ、いつも分かりやすく過ぎるかもしれませんけれども、それが注意をされる原因になりますけれども、これ、何にもやらなければ、これは資金不足生じないですよ。何にもやらなければ、資金不足は生じないです。水道の水というのは命に関わるものでしょう。何をやめても水道はやらなくちゃならない。こういうふうに考えたとき、これをお尋ねしますよ、何にもやらないという、今もって山形県35市町村あるうち、ざっと20キロという石綿管、アスベスト管、この水を毎日我々飲んでいるわけですよ。さらに、また硬質塩ビ管も劣化している、こういうふうになりますと、20キロプラス何キロということが、そういうものを取り込まなければ、課長、ならないでしょう。何にも取り込まないんだ。

それで、あなたはね、担当課長として自信を持って資金不足でないよと言う。計数は、課長、分かりましたよ。課長ね、計数は分かった。しかし、課長ね、あなたの仕事はね、奥村さん、個人を責めているわけでないけれども、あなたの部署は町民の命を守る飲み水でしょう。このことについて確保していく、企業会計の中でやっぱり財政のほうに話をし、最後には町長の理解ということになりますけれども、しかし、何にもなさらない。しかし、山形県35市町村ですよね、20キロですよ、石綿管、アスベスト管ですよ。非常に危険な水を我々は飲んでいるわけです。とも言われている、安全だといいういわゆる専門家からの話もありますけれどもね、私はそのように解釈をいたしております。

さらに、繰り返しになりますが、硬質塩ビ管、これをただ取組めということでなくて、いわゆる交付金事業というものがあるわけでしょう。全体をそれこそシミュレーションして、交付金事業に取り組めば、最高に有利な制度で3分の1の補助が出るという、4つ、5つのメニューがあるようですが、原田町長の言う、いわゆるそういう財政支援を国から受

けられるわけですよ。

若干長くなりますけれども、この前反対討論しましたけれども、いわゆる山大さんの酒屋の付近ですか、六百何十万、600万にしましょう。これをまるっとあれでしよう、交付金事業に手を挙げていないからね、丸々税金で全部投入でしよう。私の今の論法から言えばですよ、奥村さん、3分の1の補助を受けられれば、過日の議会での補正予算、600万のうち200万は頂けるわけですよ、3分の1。そして、400万は借金ということになるわけですよ。ちりも積もればそういう状況がずっとあれば、針生さん、かなり大きな金額になるでしょう。交付金事業に取り組む場合、針生さんね、奥村課長の地域戦略課長だけの判断でいかないんですか。まず提案をいただかなければ、あなたのほうで動けないでしよう。その辺もちょっとお尋ね申し上げる。

財政の問題に、議長、なりますけれども、何にもやらないでですよ、いわゆるほかのことなら私、無駄に戸を開けませんけれども、毎日飲んでいるこの命の水ですよ、これ。いつかの機会に聞きますけれども、広域下水関係、広域水道なんかもお話あるんでしょう。はめていただけませんよ、こういう状況では。俗に言うはめちこですよ。そういうようなやり方については、これを可とするわけにいかないということですよ。いろいろ申し上げましたけれども、まず、奥村さん、お答えいただきましょう。そして、針生さん、そして、町長です。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 上水道につきましては、老朽管の更新というのは課題となっておるところでございまして、現在のところ、梨郷道路、それから国道287号、それから県道等の整備によりまして、それに伴う水道管の更新も現在しているところでございまして、その移転等がある程度落ち着いたならば、さらに老朽管、石綿管の更新を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長 針生未来づくり課長。

○未来づくり課長 本町の事業の進め方でございますが、3年間の実施計画で所管課から事業を提案いただいて、その査定を受け、予算づけをし、執行していると、このような内容になっておりますので、そのルールに従って取り扱われるものと思っております。

以上です。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 財政健全化法が施行されながら、本町の水道事業の会計を見ると、平成20年度には起債償還がピークを迎えまして資金不足に陥りました。10%の資金不足に陥って、その解消の

ために経営健全化計画を立てながら、大規模な更新事業などについては一部休止をさせていただきまして、一般財源も注入しながら対応してきたところでございます。その当時から見れば、起債の残額は半分程度に減りましたので、さらにあと3年ほどすれば、平成の1桁台からの更新事業の償還がもうほぼ終了するに近づくということもございまして、老朽管更新については、先ほど奥村課長からありましたように、緊急を要する事業を優先させていただきながら、しかし、将来の負担などを見極めて、老朽管更新の計画を策定しながら更新事業に着手したいというふうに考えております。

残念ながら、石綿管、県内でも多いというふうになりますが、石綿管を通る水道水が危険な状態ではないのでありますて、老朽化が進むことによって耐震などの課題があるということを認識しているところでありますて、できるだけ早く事業に着手できるように精査させていただきたいと思います。

○議長 12番高橋輝行君。

○12番 私は町民の不安をあおるようなことを申し上げているわけでないんですけれども、これは、石綿管はアスベストを固めたようでしょう。当然これ、毎日毎日圧をかけてそこを通ってくる水は、これは言うなればすり減る部分で、これは我々の体内に入るわけですよ。ただ、国の基準、厚労省の基準ですか、そういうものはクリアしていると、こういうだけなんですよ。今の原田町長、そういう考えでは、やっぱり奥村さんも動けませんよね。

あなたは平成16年、17年ですか、町長に就任されて、その間ずっと借金があったんだと、それをやってきたんだと、借金を半分にしたんだと、いま3年、何もできないんだと、こういうことをあなたは今おっしゃっているのかな。とんでもない、よく言えるもんだなと思うんですけども、トップがそういうことですから、やっぱり所管課長の地域整備課長の奥村さんは計画を出せませんよね。奥村と吉田主幹も、いわゆる向かえる交付金事業に向かっていくんだと、どれぐらいかかるかシミュレーションしてみろというようなお話は全然みじんも考えていないと、こういうことですか。3年後だと。こういうお話をされていると同じですよ、原田さん。

だから、いっぱいやることあるんですけれども、優先順位の問題、私はこの水道というものについては、基本中の基本、そして広域という中でお話にも参加されているやに聞いております。それで考えたとき、少しでもその仲間にはめていただけるような体制をつくっていくという、この努力はあなたはしなければならない、こういう論理ですよ。何もやらないで、財政の今日の報告ですよ、資金不足は生じない、胸を張って言えるようなもんでないでしょ

う。これは大変でも取り組んでいかなければならない。いわゆる交付金事業ですよ。

どうですか、これ。まず、奥村さん、また。原田町長が指示がないから、あなたは動けない、こういうことですか。そしてまた、担当課から出てこないから、針生君は実施計画に回っていないものはやりようがないと、こういうふうに私は聞こえたんですけれども、どうなんですか。まず、あなたは出せないんですか、その交付金事業に向かうという、向かうかどうかは別として、こういうやり方がいいのではないかという、これは企業会計を預かっているトップでしょう、あなた。私は出していただきたいし、出すべきだと思うんですよ、町民の命を守るためにも。まず、奥村さんです。針生さんはそうでしょう、あんたんとこが出てこないものはやりようがないんだと、俺んとこは3か年の実施計画に基づいて金を張り付けるだけだと、こういうふうに針生君は言っているわけですから。ちょっと整理してもう一回お尋ねしたい。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 老朽管の工事や石綿管の更新につきましては、私も認識しておりますし、早くに更新をしなければならないという認識を持っています。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、ほかの関連事業等がございまして、そちらを今のところは優先させていただいているところでございますが、計画については有利な事業を模索しながら検討を進めてまいりたいというふうに思ってございます。

○議長 12番高橋輝行君。

○12番 もう原田町長も嫌になっちゃっていないかと、口も開かない感じですけれども。

奥村さん、そういうふうに初めから言えばいいんですよ。でしよう。今そっちの113号なり、これはやっているものは分かりますよ。上位事業が来れば当然受けなきゃならないから。しかし、私はその問題と別に今申し上げているわけでしよう。あなたも、何回も言うけれども、原田町長のそういうウイルスがうつっちゃっているんですよ。何か、すり替えちゃう。今、企業会計の水道のいわゆる……

○議長 ただいまの問題、高橋輝行君、ただいまの言葉を慎んでいただきたい。

さきのポイントでお話ししていただきたい。十二分に反省していただきたいと思います。

○12番 反省というお言葉ですから、反省が必要でしょう。

この財政の報告でしょう、今、戻りますけれども、議長、財政の報告です。健全化と言つておるけれども、議長、あなた、加藤さんも含めてですよ、町民の命を預かっているという、どうやれば町民の財産と命を守れるかという、そこの観点からこれは当然指摘をすべきもの

だということで、今申し上げているわけです。これはご理解いただけるでしょう。

奥村さん、繰り返しになりますけれども、大事なことですから、様々な上位事業との関連の中ですることは、これは当たり前のことであって、私が申し上げているのは、この健全化というものを考えつつでありますけれども、まずどうやって水というものを確保していくかということの計画を出すというふうにお話されたので、ご期待申し上げたいと思う。いつ頃までに出されるご計画になりますか。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 その辺につきましては、今後事務室に帰りまして、ちょっと検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかにないようありますから、本件を終わります。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午前10時55分といたします。

(午前10時39分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時55分)

○議第71号 川西町交流センタ一条例等の一部を改正する条例の設定について

○議第72号 川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

○議第73号 字の区域及び名称の変更について

○議第65号 令和2年度川西町一般会計補正予算（第6号）

○議第66号 令和2年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議第67号 令和2年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議第68号 令和2年度川西町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

○議第69号 令和2年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議第70号 令和2年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長 日程第7、議第71号 川西町交流センタ一条例等の一部を改正する条例の設定について

てから日程第15、議第70号 令和2年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの9議案を議事の都合により一括議題といたします。

一括議題について、議事日程の順序により提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第71号 川西町交流センター条例等の一部を改正する条例の設定について提案申し上げます。

提案理由につきましては、川西町東沢地区交流センターの位置を変更し、東沢生活改善センターを廃止するため、提案するものでございます。

内容について、奥村まちづくり課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 奥村まちづくり課長。

○まちづくり課長 命によりまして、私のほうから議第71号 川西町交流センター条例等の一部を改正する条例の設定について説明、提案をさせていただきます。

川西町交流センター条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年9月2日、町長名でございます。

提案理由については、町長が先ほど申し上げたとおりでございます。

別紙概要をもって説明をさせていただきます。

まず、改正の趣旨でございます。川西町東沢地区交流センターの位置につきまして、川西町東沢活性化センターの位置に変更するものでございます。これに伴いまして、東沢生活改善センターを廃止をすることでございまして、ここに関わる関係条例として3つの条例がございますが、これを改正するものでございます。

この概要書の下のほうに、参考として表を記載をしているところでございます。

まず、現行としてでございますが、大字大舟2525番地の2に東沢地区活性化センターがございます。そのほか、大舟910番地には東沢地区交流センター、併せてその中に生活改善センター、この2つの機能を併せた施設がございます。今回の改正条例をもって、下の改正後としては、まずは大舟2525番地の2、東沢活性化センターに交流センターを位置づけるものでございます。これに伴って、大舟910番地にございます東沢生活改善センターについては、条例上、廃止をするものでございます。

2の改正の内容でございます。

まず、1つとしては、川西町交流センター条例の一部を改正するものでございます。これについては、東沢交流センターの位置、これを東沢活性化センターの位置に変更する改正で

ございます。

2つ目でございます。川西町教育施設等の使用に関する条例を一部改正するものでございます。この中には、使用料を規定する条例でございますが、この中で別表中、生活改善センターがありますので、この記載を削除するものでございます。

3点目でございます。川西町農業振興センター条例の一部を改正するものでございますが、第2条の表中に東沢の生活改善センターを記載しておりますが、この名称を削除するというようなことでございまして、この3つの条例を今回提案するものでございます。

3の施行期日でございますが、令和3年4月1日から施行するということでございますが、(2)でございます。この条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができるということでございます。この(2)の内容につきましては、今後指定管理の公募が来年度から新しくなりますので、改選になりますので、今後公募を進める上で今回の議会の中で提案を申し上げて準備行為を進めるというようなところで、施行附則に入れるものでございます。

以上、内容の説明を申し上げます。よろしくお願いします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第72号 川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案申し上げます。

提案理由につきましては、家畜伝染病予防法の一部改正に伴い、本条例を改正する必要があるため、提案するものでございます。

内容につきまして、鈴木総務課長から説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長 鈴木総務課長。

○総務課長 命によりまして、議第72号 川西町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

お配りしています概要書によって説明申し上げます。

1の改正の趣旨でございます。川西町一般職の職員の給与に関する条例の特殊勤務手当中、防疫等作業手当については、家畜伝染病予防法第2条に規定されている家畜伝染病に対する防疫作業を支給対象としてございます。このたび、国際的な名称の使用実態等に鑑みた家畜伝染病の名称変更のための法改正、こちらは4月3日公布で、7月1日施行でございます、がされたことを受けて、当該条例を改正するものでございます。

2の改正の内容でございます。本条例の中で、家畜伝染病名、こちらを法の規定と同一にするため、変更するものでございます。2つございます。1つが「ブルセラ」病を「ブルセラ症」に変更。もう一つが「結核病」を「結核」に変更するものでございます。

3の施行日、こちらは公布の日から施行でございます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第73号 字の区域及び名称の変更について提案申し上げます。

提案理由につきましては、県営土地改良事業宮地地区の実施に伴い、従来の字界を変更する必要があるため、提案するものでございます。

内容につきまして、内谷農地林務課長から説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 内谷農地林務課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 命によりまして、議第73号 字の区域及び名称の変更についてを説明いたします。

地方自治法第260条第1項の規定により、本町の字の区域及び名称を別紙調書のとおり変更するものとする。

なお、この変更の処分は、土地改良法第89条の2 第10項において準用する同法第54条第4項の規定により、県営土地改良事業宮地地区に係る換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

令和2年9月2日提出。川西町長名。

提案理由は、県営土地改良事業宮地地区の実施に伴い、従来の字界を変更する必要があるため、提案するものです。

別紙をご覧いただきたいというふうに思います。

変更調書、1つ目、大字小松字学校南・招城南・招城北の各地番につきまして、上記の区域及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部、並びに大字小松字学校南755-2、756-3、756-15に隣接する道路である公有地の全部、大字小松字招城北830-3に隣接する水路である公有地の全部を大字小松字押川に変更する。

2つ目、大字小松字西原・天保林・塔ノ越、大字中小松字吉原・畠中、大字下小松字塔ノ越の各地番について、上記の区域及びこれらの区域に介在する道路、水路である公有地の全部を大字小松字招城に変更する。

3つ目。大字小松字ハツロの下の地番につきまして、上記の区域を大字小松字宮地に変更する。

4つ目、大字小松字ハツロ・砂子田・新町西屋敷二・宮地、大字下小松字佐田の各地番について、上記の区域及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路などである公有地の全部、並びに大字小松字砂子田920から922まで、923－1、923－2、924－1の一部、1677－1に隣接する道路、水路である公有地の一部を大字小松字新町西に変更する。

5つ目、大字小松字八郎・西荒井・谷地北・但馬在家・砂子田東・中屋敷・谷地の各地番について、上記の区域及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部、並びに大字小松字中屋敷882－13に隣接する道路である公有地の全部、大字小松字砂子田東1024－1、1024－6、1262－1、1262－6に隣接する道路、水路である公有地の全部、大字小松字但馬在家1248－1から1248－3まで、1249－1、1249－2に隣接する道路、水路である公有地の全部を大字小松字新町東に変更する。

6つ目、大字小松字学校南・押川の各地番について、上記の区域及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部を大字中小松字本波に変更する。

7つ目、大字中小松字南吉原・本波・畠中の各地番について、上記の区域及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部を大字中小松字吉原に変更する。

8つ目、大字小松字西原・ハツロ・宮地・南川原・沢田、大字下小松字佐田の各地番について、上記の区域及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路などである公有地の全部並びに大字小松字西原940－1、940－4、1698－1、1699、1792－6に隣接する道路、水路である公有地の全部を大字下小松字南川原に変更する。

なお、別紙資料としまして、位置図及び変更前・変更後の図面を添付しております。以上です。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第65号 令和2年度川西町一般会計補正予算（第6号）を提案申し上げます。

令和2年度川西町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,992万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ145億7,883万円とするものであります。

以下、内容につきまして、針生未来づくり課長から説明をさせますので、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長 針生未来づくり課長。

○未来づくり課長 それでは、議第65号 令和2年度川西町一般会計補正予算（第6号）、令和2年度川西町の一般会計補正予算（第6号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,992万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ145億7,883万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正による。

第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正による。

令和2年9月2日付、町長名でございます。

まず、この4ページをお開きいただきたいと思います。

まず、第2表債務負担行為補正でございます。シンクライアントシステム及び情報系システム料、これは本町の役場で運用しております基幹系のシステムの更新に伴うものでございまして、令和3年度から8年度までの6年間の期間、債務負担を設定するものでございます。限度額としては3億3,590万円でございます。

新庁舎整備に係る各種システム移設等工事費でございます。新庁舎整備に伴いまして、運用する各種システムの施設の工事費でございます。令和3年度に限り、1年間の設定でございます。限度額は8,000万円でございます。

メディカルタウン定住促進宅地造成事業、これはメディカルタウンに係る宅地造成に係る工事費等の債務負担行為の設定でございまして、令和3年度から4年度までの2か年を設定するものでございます。限度額は7,400万円でございます。

スクールバス等運行業務委託料でございます。令和3年度から5年度までの3か年の設定でございまして、1億3,560万円の限度額でございます。

続きまして、第3表地方債補正でございます。

起債の目的、過疎対策事業債といたしまして、補正前に比較いたしまして1億60万円の限度額を増額いたしまして、6億2,900万円とするものでございます。

続いて、振興資金整備事業でございます。補正前に比較いたしまして690万円を限度額増額いたしまして、2,520万円とするものでございます。

臨時財政対策債でございますが、補正前に比べまして580万4,000円を増額いたしまして、1億9,880万4,000円とするものでございます。

合計いたしまして、26億2,510万4,000円とするものでございます。

続きまして、補正の内容につきましては、別紙で概要書を準備いたしましたので、こちらのほうでご説明を申し上げたいと思います。

まず、歳出でございます。それぞれ性質別区分で整理してございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

まず、1番、人件費でございます。28万8,000円の補正でございます。これは、内容といたしまして、ひとり親世帯への臨時特別給付金が県で給付事業を行うこととなり、そのための事務を取り扱うための会計年度任用職員の報酬等を増額するものでございます。

続いて、2番、補助費等でございます。補正額は3,185万5,000円の減でございます。主な内容といたしまして、公共交通対策事業補助金、これは小松米沢間のバスの運行事業に関わるものでございまして、307万3,000円。

後期高齢者医療事業負担金の増でございますが、300万6,000円。

障がい介護給付等事業国庫返還金、これは事業確定によりまして、492万9,000円の増。

続きまして、認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業補助金でございます。73万9,000円。これは新緑の丘、地下発電装置の整備に伴うものでございます。後ほど歳入のほうで国庫からの交付金もございます。

続いて、広域病院運営事業負担金、これは確定によりまして、4,506万4,000円の減でございます。

小学校教育振興事務経費補助金4万8,000円の増、これは学校において行われます社会見学等の事業に充てるための補助金でございます。

続いて、3番、物件費945万1,000円の増でございます。

まず、番号制度事務事業委託料、マイナンバー関連のシステム改修で122万1,000円の増でございますが、国からの支援はございます。

地域子育て支援事業、幼児用の玩具でございまして1万円、これにつきましては、更生保護女性会様からの寄附を充てるものでございます。

小松保育所備品購入事業備品購入費10万円、これにつきましては、ブルーム様からの寄附を一部充てさせていただくものでございます。

教育支援体制整備事業備品購入費等でございますが100万円、これについては、幼稚園2園に対して50万円の国の支援がございまして、それを充当するものでございます。なお、私立幼稚園については、直接支援があるということでございます。

消防施設・設備維持管理経費燃料費等、これはポンプ用の燃料費で55万円の増。

水防訓練等経費水防団出動手当等でございまして、223万9,000円の増。

学校管理備品整備事業備品購入費でございますが、346万8,000円、小学校への整備でございまして、これは株式会社ニューメディア様と小林英喜様からの寄附を充てさせていただく内容でございます。

川西町交流館管理事業委託料20万円並びに芸術文化振興事業の委託料50万でございまして、これにつきましては、片倉尚様からの寄附を充てさせていただくものでございます。

続いて、4番、維持補修費でございます。

5,000万円の増、冬期交通確保事業除雪費といたしまして5,000万円を増額補正させていただくものでございます。

続いて、5番、扶助費300万円の増、障がい者自立支援医療給付事業扶助費でございまして300万円の増、これは人工透析の患者の増ということから補正を行うものでございます。国・県からの支援もございます。

6番、普通建設事業費（補助）1,740万6,000円、産地生産基盤パワーアップ事業農業機械整備1,740万6,000円の増、これは、えだまめ部会の農業機械の整備の県からの内報による予算措置を行うものでございます。

7番、普通建設事業費（単独）1,060万3,000円。

地域子育て支援事業工事費110万円、子育て支援センターの漏水の対応に伴う工事費の増額でございます。

6次産業化推進事業工事費114万4,000円、マルシェの休憩室の整備を図るものでございます。

浴浴センター管理運営事業工事費24万4,000円、サウナの施設設備の修繕に要するものでございます。

道路維持管理経費工事費691万5,000円、町道中小松菊田線の暗渠工事を行うものでございます。

続いて、菊田桧線道路改良工事工事費等で770万円の減額、横道八幡林線道路改良工事工事費等で770万円の増、菊田桧線については確定による減額、横道八幡林線については工事費の増工による770万円の増でございます。

若者向け住宅支援事業補助金120万円の増、防火水槽整備事業11万円の増、消火栓整備事業は11万円の減。

続いて、8番、普通建設事業費でございます。1,060万円の増。

これは、農業競争力強化基盤整備負担金ということで、大塚西部で行われております基盤整備事業の負担金で1,000万円の増。水利施設整備負担金で、川西東部の負担金で60万円の増でございます。

続いて、9番、災害復旧事業費1,438万5,000円。

農業施設災害復旧事業補助金300万円、民有林林道災害復旧事業工事費100万円、公共土木施設災害復旧事業工事費で803万8,000円、以上については、7月28日以降の大雨に伴う災害復旧に関わりまして、比較的小規模の被災箇所に対する事業費の計上でございます。

観光施設災害復旧事業工事費234万7,000円、これはダリヤ園の周回道路のり面が崩落をした部分の工事費でございます。

続いて、10番、積立金2億1,942万3,000円。

町債管理基金積立金に6,000万円、財政調整基金積立金に1億5,942万3,000円でございます。

11番、操出金338万円の減。

農業集落排水事業特別会計操出金から40万3,000円の減、下水道事業特別会計操出金として297万7,000円の減でございます。

合わせまして歳出は2億9,992万1,000円でございます。

その財源等でございます。

2番、歳入でございますが、1番、地方特例交付金613万4,000円。

これは特例交付金の精算に伴う613万4,000円の増でございます。

地方交付税1億5,642万2,000円。

これは同様に2年度分、今年度分の地方交付税の今の時点での精算に伴う増額でございます。

3番、国庫支出金446万円。

障害者医療費国庫負担金、自立支援医療に対するものでございまして、150万円。

社会保障・税番号制度システム整備費国庫補助金122万1,000円。

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、新緑の丘の設備の整備に関わるもので73万9,000円。

緊急環境整備事業費国庫補助金、幼稚園関連の備品整備で100万円。

以上が国庫支出金でございます。

4番、県支出金でございます。2,085万7,000円。

内訳は、障害者医療費県補助金、自立支援医療の関連で75万円。

ひとり親世帯臨時特別給付事業費県補助金で34万3,000円。

米需給調整推進費県補助金の確定で13万3,000円の減。

経営所得安定対策等推進事業費県補助金の確定で43万4,000円。

農業次世代人材投資事業費県補助金の確定で9,000円の増。

小規模農地等災害緊急復旧事業費県補助金、災害関連で200万円。

産地生産基盤パワーアップ事業費県補助金、えだまめ部会の機械設備の機械の整備事業費として1,740万6,000円。

社会科見学支援事業費県補助金で4万8,000円でございます。

続いて、5番、寄附金でございます。409万3,000円でございます。

株式会社ニューメディア様より300万円、これは小学校教育用の備品に充てさせていただく予定でございます。

片倉尚様より70万円、交流館あいぱる芸術文化振興事業のほうへ充てさせていただく予定でございます。

小林英喜様より30万円、小学校教育用備品に充てさせていただく予定でございます。

ブルーム様、満月ライブからの寄附8万3,000円、これは小松保育所の備品のほうに充てさせていただく予定でございます。

川西町更生保護女性会様より1万円、幼児用の玩具へ充てさせていただく予定でございます。

続いて、6番、繰入金6,176万1,000円の減でございまして、後期高齢者医療特別会計繰入金78万4,000円、財政調整基金繰入金で、これまで第5号まで財政調整基金を財源として充当してまいりましたけれども、その分、6,254万5,000円を減額するものでございます。

続きまして、7番、繰越金1億4,641万2,000円、前年度繰越金、決算確定によりまして1億4,641万2,000円でございます。

8番、町債2,330万4,000円。

農業生産基盤整備事業債、大塚西部の負担金1,000万円、水利施設整備事業債、川西東部の負担金60万円、以上の2つが1,060万円で過疎対策事業債でございます。

続いて、道路整備事業債690万円、中小松菊田線の工事に充てさせていただくものでございます。

臨時財政対策債として580万4,000円。

以上、歳入のほうも2億9,992万1,000円でございます。第6号補正後の財政調整基金残高は3億8,109万円となります。

以上、私からの説明といたします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 続きまして、議第66号 令和2年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を提案申し上げます。

令和2年度川西町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,090万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億2,114万3,000円とするものでございます。

以下、内容につきまして、佐藤住民生活課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 佐藤住民生活課長。

○住民生活課長 命によりまして、議第66号 令和2年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）。

令和2年度川西町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,090万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億2,114万3,000円とする。

令和2年9月2日提出、川西町長名でございます。

詳細は概要でご説明させていただきます。

令和2年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

歳出、第7款基金積立金120万9,000円、国民健康保険保険給付基金への積立てでございます。

第9款諸支出金969万2,000円、国民健康保険保険給付費等交付金の返還金でございます。

合計1,090万1,000円です。

歳入につきましては、第4款財産収入1万円、国民健康保険保険給付基金の利子でござい

ます。

第6款繰越金1,089万1,000円です。これにつきましては、前年度の繰越金です。これは確定によるものです。

以上、合計1,090万1,000円です。

以上です。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 続きまして、議第67号 令和2年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第2号）をご提案申し上げます。

令和2年度川西町の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正であります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ765万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,189万9,000円とするものであります。

以下、内容につきまして、奥村地域整備課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 命によりまして、議第67号 令和2年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

令和2年度川西町の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ765万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,189万9,000円とするものでございます。

なお、詳細につきましては、概要書にてご説明を申し上げます。

歳出でございますが、第3款施設費でございます。補正額が765万5,000円。

内容につきましては、委託料といたしまして管路施設の調査業務の委託料でございます。283万4,000円。

工事請負費でございますが、482万1,000円、これにつきましては、町内のマンホール周りの修繕ということでございます。また、置賜広域総合病院のマンホールポンプの更新も含まれているところでございます。

歳入でございますが、第5款繰入金297万7,000円の減でございます。一般会計の繰入金の減でございます。

第6款繰越金1,063万2,000円、前年度の繰越金の確定によるものでございます。

合計765万5,000円となるものでございます。よろしくお願いします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第68号 令和2年度川西町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を提案申し上げます。

令和2年度川西町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,910万9,000円とするものでございます。

内容につきまして、奥村地域整備課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 命によりまして、議第68号 令和2年度川西町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）をご説明申し上げます。

令和2年度川西町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,910万9,000円とするものでございます。

詳細につきましては、概要書にてご説明を申し上げます。

歳出でございます。

第3款施設費でございます。80万円の補正をお願いするものでございます。これにつきましては、工事請負費といたしまして、処理場の警報装置の更新に充てるものでございます歳入でございます。

第3款繰入金40万3,000円の減、一般会計繰入金の減でございます。

第4款繰越金120万3,000円、前年度繰越金の確定によるものでございます。

合計80万円でございます。

以上でございます。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 続きまして、議第69号 令和2年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を提案申し上げます。

令和2年度川西町の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,718万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億275万6,000円とするものでございます。

以下、内容につきまして、大滝福祉介護課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 大滝福祉介護課長。

○福祉介護課長 命によりまして、議第69号 令和2年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

令和2年度川西町の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条、歳入歳出予算の補正額につきましては、さきの町長からの説明のとおりであります。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

令和2年9月2日付提出、川西町長名でございます。

それでは、補正予算の内容につきましては、別紙の概要によりご説明申し上げますので、ご覧願います。

初めに、1の歳出でございます。

第1款総務費で1,820万8,000円の増額をお願いするものであります。主な内容としましては、令和元年度国庫負担金交付金返還金が1,238万7,000円、令和元年度社会保険診療報酬支払基金返還金が582万1,000円、どちらも令和元年度の給付費や事業費の確定による精算によるものでございます。

第4款基金積立金で897万7,000円の増額であります。こちらは介護給付費準備基金への積立てとなります。

合計では2,718万5,000円の増額となります。

続いて、2の歳入でございます。

第8款繰越金で2,718万5,000円の増額であります。これは令和元年度の額の確定に伴う、前年度繰越金の増額となります。

歳入合計では、同額の2,718万5,000円となります。

なお、補正後の介護給付費準備基金の残高につきましては、1億7,603万1,000円となります。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第70号 令和2年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）をご提案申し上げます。

令和2年度川西町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ184万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,928万1,000円とするものでございます。

以下、内容につきまして、佐藤住民生活課長から説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 佐藤住民生活課長。

○住民生活課長 命によりまして、議第70号 令和2年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和2年度川西町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ184万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,928万1,000円とするものであります。

令和2年9月2日提出、川西町長名です。

詳細につきましては、概要によって説明させていただきます。

令和2年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。

1、歳出、第2款後期高齢者医療広域連合納付金106万円、保険料等の負担分額の確定によるものでございます。

第3款諸支出金78万4,000円、一般会計操出金、これにつきましても、額の確定によるものでございます。

合計184万4,000円。

歳入です。

第5款繰越金106万円、前年度繰越金。

第6款諸収入78万4,000円、前年度事務費負担金精算。

合計184万4,000円です。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長 一括議題に対する質疑を許します。

なお、一括議題に対する質疑でありますので、委員会審査のような詳細な質疑でなく、総括的な質疑となるようご留意願います。

12番高橋輝行君。

○12番 補正予算ありますよね。コロナということで、職員の皆さんには大変ご苦労をおかけしていると思います。過日も様々メニューのご紹介などもありましたけれども、この職員に対する手当というふうに限定して言った場合、いわゆるどのような金額というものになつてくるのか、押さえておればご披露いただきたいありますけれども。

○議長 針生未来づくり課長。

○未来づくり課長 コロナに関わる職員の手当ということでしたので、時間外、超過勤務手当などのことだと思っておりますが、特段、別に予算立てをしているものではなく、既存の予算の中で対応させていただいております。

○議長 12番高橋輝行君。

○12番 今、特別その金額について、今ある既存の予算でということありますけれども、これは、私はかなりな部分でご負担をかかっている部分はあるというふうに思うんですよ。この辺はやっぱり、金額で見るかどうかでありますけれども、これは思いがけない100年に一遍といいますか、こういう想定外の部分については、これ現場ではかなりな部分で様々ご苦労があると思うわけでありまして、金額だけでなく、そのような実態というものを、副町長、これは押さえておく必要があるというふうに思うわけですが、どうなんですか。

私はさらにまた、補正には出ておりませんけれども、各公民館、センターにつきましても、様々な負担なり、お願いをしている部分があると思う。そういうものをもうもう考えますと、これは把握をし、数字を出せるものは出しつつ、これはご報告いただく、これは当然だと思うんですが、どうなんですか。

○議長 副町長山口俊昭君。

○副町長 ただいまのご質問でありますが、さきの8月の臨時議会のときにも回答させていただきましたが、今回の職員については、9月では人件費に関わるものコロナ関連について

は上程していないわけですが、今回のコロナの影響によって、時間外に関して申し上げますと、様々なイベントとか事業がなくなったことということで、時間外そのものに対する影響は補正予算を生ずることにはなっていないという現状の分析であります。

もう一つは、時間ばかりではなくて、職員のいろいろな心理的な大変さについて分析したいという回答を申し上げております。これにつきましては、これからもっと進んでいくことがございますので、しっかりと分析をしながらやっていきたいと考えております。

なお、職員に関することにつきましては、コロナに対する感染予防のための施策は各種講じさせていただいております。同様に、各センターの皆さんにつきましても、事業がなくなったものと、このコロナによって大変になった部分についての2つ、整理して把握しなければならないと考えておりますけれども、今般、それらの内容につきましても、担当課を通じながらいろいろ状況を整理させていただいて、皆様にご報告できる機会を設けられればとうふうに考えております。

以上です。

○議長 12番高橋輝行君。

○12番 今の副町長のお話は、各イベント関係ができなかつたことの関連の話をされましたけれども、それはそれでトータル的に不用な部分を申されておると思うんですけども、私のお尋ねしているのは、コロナということについての内容については、なかなかつかみにくい部分もあると思いますけれども、言うなれば新たな部分ですよね。例えばマスクなどもあると思います。自己防衛のために、これは自分で購入をし、いわゆる防衛策を図っているというようなことになっておるのかどうかですけれども。

あるいは、消毒液の関係もあると思いますけれども、原田町長は、消毒のやつは揮発性のものであって、何ら効果がないがごとくお話をされましたよね。それよりも手洗いが大事だという。もう言った本人は忘れているかな。現にそういうものもあるわけでしょう。そういう金額についてはどうなのかということですよ。何も押されていないというような、これもおかしな話ですよね。これはやっぱり精査して、さらに次の対応ということでいかないと、ある予算の中でやれということになりますと、これ大変ですよ。これは副町長、おかしな話をされていますよね。

現に、ちょっと話飛びますけれども、ある課が一生懸命草刈り機械でダリヤ園のところ草刈っているわけですよ。話は別ですけれども、やらなければならぬ、予算がない、現場は現場で努力してくれという、これはあまりにもちょっと無責任じゃないですか。ですから、

私は精一杯、そういう思いがけない部分の対応についての危機管理というか、これは必要経費としてやっぱり盛り込んで、把握をしていくと、これは大事だと思うんですけれども、何にもしていないわけです。各課長に任せて、あとは知らんぷりと、こういうふうなことになるんですか。おかしな話ですよね。

再度お尋ねします。まず、担当課長ですよ。そして、その職員の命を預かる副町長。何か今おかしなことを言っているんじゃないの。各課で勝手にやっているんだと、これは無責任でしょう、これぐらい世界中騒いでいる対策の中で。こういう計画で、こういうふうにしていただいていると、こうしているんだということは数字として出てきて当然でしょう。再度お尋ねします。まず、針生君ですよ。全然把握していない、掌握していない。おかしいですね。お尋ねします。

○議長 針生未来づくり課長。

○未来づくり課長 今回ご質問の内容としましては、コロナに関わる補正予算、予算に関わるものというご質問でありますが、今回の9月補正に提出をさせていただいておりますのは、コロナに関連するものについては、さきの臨時会のところにできるだけまとめさせていただいて、それ以外の補正については、この9月議会でご審議をいただくというような形で編成をさせていただいたところでございます。

あと、ご質問のコロナに関わる様々な必要となる経費につきましてというところだと思うんですが、これについては、これまでの臨時会でご審議、可決をいただいた中で、コロナの感染予防品については府内、役場内で使うもの、あるいは公共施設で利用するもの、こうしたものについては措置をいたしましたので、その中で活用をさせていただく、そのようなことで対応させていただいているところでございます。

○議長 副町長山口俊昭君。

○副町長 当初の答弁で、人件費に関連したご質問でしたので、それを中心に回答させていただきました。

なお、感染症対策そのものについては、ただいま針生課長が申し上げた内容をベースとしまして実施しているわけでありますが、主に私どもの感染症の主は、住民の皆さんとの感染を広げない、あるいはお互いに受けないようにということでやっております。こうした意味では、教育現場、あるいは幼児施設等については、十分なそういった対応をしながらの予算措置をしてまいりましたので、これについて整理をしながら、ご報告できるのを準備できるというふうに考えております。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかにないようありますから、質疑なしと認め、質疑を終結します。

◎議案の委員会付託

○議長 日程第16、議案の委員会付託を行います。

お諮りいたします。川西町議会会議規則第39条第1項の規定により、日程第7、議第71号川西町交流センター条例等の一部を改正する条例の設定についてから日程第15、議第70号令和2年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの9議案を、内容審査のため、お手元に配付いたしております議案付託表のとおり、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会及び予算特別委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会及び予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午後1時といたします。

(午前11時54分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

◎議第58号 令和元年度川西町一般会計歳入歳出決算認定について

◎議第59号 令和元年度川西町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎議第60号 令和元年度川西町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎議第61号 令和元年度川西町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎議第62号 令和元年度川西町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

て

◎議第63号 令和元年度川西町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長 日程第17、議第58号 令和元年度川西町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第23、議第64号 令和元年度川西町水道事業会計決算認定についてまでの7議案を議事の都合により一括議題といたします。

議事日程の順序により提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第58号 令和元年度川西町一般会計歳入歳出決算認定について、議第59号 令和元年度川西町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第60号 令和元年度川西町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第61号 令和元年度川西町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第62号 令和元年度川西町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第63号 令和元年度川西町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、以上6議案を、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するため、上程をします。

議第64号 令和元年度川西町水道事業会計決算認定について、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、令和元年度川西町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するため、上程をします。

議員各位におかれましては、各会計決算認定についてご審議賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

次に、私から令和元年度の町政の概要についてご説明を申し上げます。

お手元に配付されております令和元年度主要施策の成果及び予算実績報告書の1ページをお開きください。朗読をもって説明とさせていただきます。

(町長予算実績報告書朗読)

○町長 令和元年度の町政の概要について説明をさせていただきました。

次に、川西町一般会計及び各特別会計の執行状況について後藤会計管理者から、川西町水道事業会計決算概要については奥村地域整備課長から、それぞれ報告をさせますので、よろしくお願ひいたします。

○議長 後藤会計管理者。

○会計管理者・税務会計課長 命によりまして、一般会計並びに各特別会計の決算についてご説明申し上げます。

お手元の令和元年度川西町各会計歳入歳出決算書をご覧ください。

最初に、目次の次のページ、各会計歳入歳出決算総括表をご覧ください。

各会計の歳入歳出決算の数値につきましては、記載のとおりであります。各会計の歳入に占める歳出の割合を申し上げます。

初めに、一般会計は97.58%、次に、国民健康保険事業特別会計は99.33%、次に、下水道事業特別会計は97.93%、次に、農業集落排水事業特別会計は98.63%、次に、介護保険事業特別会計は98.56%、次に、後期高齢者医療特別会計は99.08%であります。

続きまして、各会計の決算について申し上げます。

初めに、一般会計の決算でございます。

2枚めくっていただきまして、一般会計歳出決算書、歳入の1ページをご覧ください。

第1款の町税は、記載の7税目であります。町税全体の収入済額は13億5,915万3,128円で、調定額16億593万8,877円に対し、収入率は84.63%となり、前年度と比較しますと0.45ポイントの減となっております。

第2款の地方譲与税は、町道の延長及び面積により案分の上、交付されたものであります。

第3款の利子割交付金は、県民税として徴収された利子割額から徴収費相当額を控除した額の5分の3相当額が交付されたものであります。

第4款の配当割交付金は、県民税として徴収された配当割額から徴収費相当額を控除した額の5分の3相当額が交付されたものであります。

第5款の株式等譲渡所得割交付金は、県民税として徴収された株式等譲渡所得割収入額から徴収費相当額を控除した額の5分の3相当額が交付されたものであります。

第6款の地方消費税交付金は、国勢調査人口と事業所統計の従業者数により案分の上、交付されたものであります。

1枚めくっていただきまして、2ページ、3ページをご覧ください。

第7款のゴルフ場利用税交付金は、町内のゴルフ場から県が徴収した利用税のうち7割相当額が交付されたものであります。

第8款の自動車取得税交付金は、町道の延長及び面積により案分の上、交付されたものであります。

第9款の環境性能割交付金は、町道の延長及び面積により案分の上、交付されたものであ

ります。

第10款の地方特例交付金は、地方税の代替的性格を有する財源として国から交付されたものであります。

第11款の地方交付税は、普通交付税と特別交付税を合わせて49億9,048万2,000円で、前年度と比較して8,548万2,000円の増額となっております。なお、地方交付税には、置賜広域病院組合分として、13億1,461万8,000円が含まれておりますので、本町分としては実質36億7,586万4,000円となり、前年度対比8,977万9,000円の増額となっております。

第12款の交通安全対策特別交付金は、交通反則金の一部が還元されたものであります。

第13款の分担金及び負担金は、老人保護措置費負担金や保育所保育料が主なものであります。

第14款の使用料及び手数料は、公共施設の使用料及び各種役務の提供に対する手数料が主なものであります。

第15款の国庫支出金及び第16款の県支出金については、特定の事業に対する国及び県からの支出金であります。

第17款の財産収入の主なものは、町有土地建物貸付収入及び町有牛の売払い収入であります。

第18款の寄附金は、個人や団体の方などからご寄附いただいたものであります。

第19款の繰入金のうち特別会計繰入金は、後期高齢者医療特別会計から繰り入れたものであります。また、基金繰入金は、財政調整基金など13の基金から繰り入れたものであります。

第20款の繰越金は、前年度からの繰越金であります。

第21款の諸収入については、第1項の延滞金加算金及び過料から、第4項雑入までの内容であります。

1枚めくっていただきまして、4ページをご覧ください。

第22款の町債は、公共施設整備事業などの特定財源として長期の資金を借り入れたものであります。

以上、歳入合計の収入済額は110億4,707万3,297円で、前年度より6億1,883万3,010円の増額となり、調定額114億2,200万7,831円に対し、収入率は96.72%であります。

次に、歳出について申し上げます。

1枚めくっていただきまして、7ページをご覧ください。

歳出合計の支出済額は107億7,919万7,878円となり、予算現額110億8,040万9,000円に対し

て、全体の執行率は97.28%で、歳入歳出差引残額は2億6,787万5,419円であります。

次に、特別会計の決算について申し上げます。

初めに、国民健康保険事業特別会計であります。2枚めくっていただきまして、1ページをご覧ください。

第1款国民健康保険税の調定額に対する収入率は74.06%で、前年度と比較しますと0.64ポイント上がっております。

1枚めくっていただきまして、2ページをご覧ください。

歳入合計でありますが、収入済額は17億6,974万8,221円となり、全体の収入率は93.81%で、前年度と比較しますと0.64ポイント上がっております。

1枚めくっていただきまして、4ページをご覧ください。

歳出合計の支出済額は17億5,785万6,904円となり、全体の執行率は98.45%で、歳入歳出差引残額は1,189万1,317円であります。

次に、下水道事業特別会計について申し上げます。

1枚めくっていただきまして、1ページをご覧ください。

第1款分担金及び負担金の収入率は100%。

第2款使用料及び手数料の収入率は95.58%であります。

1枚めくっていただきまして、2ページをご覧ください。

歳入合計でありますが、収入済額は5億2,031万5,519円となり、全体の収入率は96.65%であります。

3ページをご覧ください。

歳出合計の支出済額は5億954万7,305円となり、全体の執行率は97.31%で、歳入歳出差引残額は1,076万8,214円であります。

次に、農業集落排水事業特別会計について申し上げます。

2枚めくっていただきまして、1ページをご覧ください。

第1款分担金及び負担金の収入はありませんでした。

第2款使用料及び手数料の収入率は97.61%であります。

歳入合計ですが、収入済額は9,133万4,376円で、全体の収入率は99.66%であります。

1枚めくっていただきまして、2ページでありますが、歳出合計の支出済額は9,008万548円となり、全体の執行率は95.64%で、歳入歳出差引残額は125万3,828円であります。

次に、介護保険事業特別会計について申し上げます。

1枚めくっていただきまして、1ページですが、第1款介護保険料の収入率は97.85%となっております。

1枚めくっていただきまして、2ページですが、歳入合計ですが、収入済額は18億9,259万5,827円となり、全体の収入率は99.56%であります。

1枚めくっていただきまして、4ページをご覧ください。

歳出合計の支出済額は18億6,540万9,705円となり、全体の執行率は99.73%で、歳入歳出差引残額は2,718万6,122円であります。

最後に、後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

1枚めくっていただきまして、1ページをご覧ください。

第1款後期高齢者医療保険料の収入率は97.53%となっております。

歳入合計ですが、収入済額は1億6,982万6,867円となり、全体の収入率は98.43%であります。

1枚めくっていただきまして、2ページですが、歳出合計の支出済額は1億6,826万6,692円となり、全体の執行率は97.15%で、歳入歳出差引残額は156万175円であります。

以上が一般会計及び各特別会計の決算の概要であります。

なお、各会計の末尾にはそれぞれの実質収支に関する調書、さらに、決算書の末尾には財産に関する調書及び基金の運用状況に関する調書を添付しておりますので、ご高覧の上、審査に供していただきますようお願いを申し上げまして、私からの説明とさせていただきます。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 命によりまして、議第64号 令和元年度川西町水道事業会計決算認定についてご説明を申し上げます。

地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、令和元年度川西町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付して、議会の認定に付する。

令和2年9月2日、町長名でございます。

初めに、水道事業の決算書の13ページをお開きいただきたいと思います。

令和元年度の川西町水道事業の報告書でございます。

総括事項といたしまして、令和元年度水道事業につきましては、平成29年度に策定をいたしました川西町水道事業経営戦略、川西町水道事業経営計画に基づき、安定した経営を目指すとともに、安全で良質な水を供給するため、水道施設の整備を図りながら、安定給水の確保に努めてまいりました。

また、過年度分未収金対策につきましては、徴収嘱託員による納付相談、水道料金等滞納整理事務取扱要綱に基づく給水停止を伴う催告を実施し、不誠実な滞納者には給水停止措置を執行いたしました。

給水状況でございます。

本年度末における給水人口は1万4,760人で、前年度と比較して229人の減となり、配水量においては、年間総配水量203万9,165立方メートルで、前年度と比べ3万9,215立方メートル減少いたしました。1日平均配水量は5,586立方メートルで、前年比では108立方メートルの減少をしたところでございます。また、年間有収水量158万967立方メートルで、前年度より4万932立方メートル減少したものの、有収率につきましては77.5%となったところでございます。

工事状況につきましては、一般国道113号梨郷道路に伴う町道大塚東線配水管布設替え工事を実施いたしました。また、町内の水量等を監視調整する計装テレメーターの一部更新、一般県道大塚米沢線自歩道設置工事に伴う配水管布設工事などを実施したところでございます。

次に、令和元年度の財政状況につきましては、水道会計で収入源となる給水収益が、前年度と比較すると812万4,000円の減収となりました。また、費用については、さらなる節減に努め、468万8,000円の費用減となったところでございます。

このような状況から、収益的収入及び支出については3,799万2,000円の当年度純利益となつたところでございます。

以上が決算の概況ですが、今後とも安全で良質な水の供給を図るとともに、住民の給水サービスの向上に努めるなど、なお一層の経営努力を重ねてまいりたいと存じます。

続きまして、1ページ、2ページをお開きいただきたいと思います。

収益的収入及び支出の状況でございます。

収入につきましては、水道事業収益5億847万8,795円となったところでございます。これにつきましては、営業収益、営業外収益等の内容でございます。

支出につきましては、水道事業費用でございますが、4億5,261万5,733円となったところでございます。内訳につきましては、営業費用、営業外費用等でございます。

続いて、3ページ、4ページをお開きいただきたいと思います。

資本的収入及び支出でございます。

収入につきましては、資本的収入6,217万9,250円でございます。これにつきましては、企

業債、一般会計からの出資金、工事負担金等でございます。

支出でございます。資本的支出 2億1,445万9,493円でございます。第1項の建設改良費、それから企業債の償還金等でございます。

次に、6ページをお開きいただきたいと思います。

令和元年度の川西町水道事業損益計算書でございます

1の営業収益でございますが、給水収益、受託工事収益、その他営業収益を合わせまして、4億3,310万3,075円でございます。

2の営業費用でございます。（1）の原水費及び浄水費から（7）のその他営業費用までの合計でございますが、3億9,638万5,095円でございます。

営業収益から営業費用を差し引きました営業利益でございますが、3,671万7,980円となつたところでございます。

続いて、3の営業外収益でございますが、（1）の受取利息から（4）の雑収益まで合わせまして、3,717万1,333円でございます。

4の営業外費用でございますが、支払利息及び企業債取扱諸費及び雑支出3,587万4,622円でございます。

営業外収益から営業外費用を差し引いた129万6,711円が営業外利益となります。経常利益といたしまして3,801万4,691円となったところでございます。

5の特別損失でございますが、（1）特別損失、過年度還付金でございますが、2万2,385円でございます。当年度の純利益3,799万2,306円、前年度の繰越利益剰余金1億9,555万5,957円、結果、当年度の未処分利益剰余金が2億3,354万8,263円となったところでございます。

続きまして、11ページをお開きいただきたいと思います。

令和元年度川西町水道事業貸借対照表でございます。

資産の部、1固定資産でございます。有形固定資産、イの土地からチの建設仮勘定までの合計でございますが、29億2,423万8,313円でございます。

2の流動資産でございます。（1）の現金預金から（3）の貯蔵品までの合計でございますが、2億6,716万7,314円でございます。資産の合計でございますが、固定資産、流動資産を合わせまして、31億9,140万5,627円でございます。

12ページに移っていただきまして、負債の部でございます。

3の固定負債でございますが、固定負債の合計が14億7,832万5,192円でございます。

4の流動負債でございます。（1）の企業債から（4）の引当金までの合計でございますが、1億9,051万2,861円でございます。

5の繰延収益合計でございますが、2億8,522万6,431円でございます。

負債の合計といたしまして、固定負債、流動負債、繰延収益合計を加えまして、19億5,406万4,484円でございます。

続いて、資本の部、5の資本金でございますが、9億3,791万2,209円でございます。6、（1）の資本剰余金でございますが、イの工事負担金からハの受贈資産評価額を合わせまして3,822万5,243円となったところでございます。（2）の利益剰余金でございますが、イの減債積立金からハの当年度未処分利益剰余金及び当期純利益金を合わせまして2億6,120万3,691円でございます。先ほどの資本剰余金と合わせまして、剰余金の合計でございますが、2億9,942万8,930円となったところでございます。

資本の合計でございますが、先ほどの利益剰余金に自己資本金、資本金の合計を加えまして、12億3,734万1,143円となったところでございます。負債資本の合計が31億9,140万5,627円でございます。この金額につきましては、先ほどご説明申し上げました資産の合計と整合が取れているものでございます。

最後に、20ページ、キャッシュフローでございます。キャッシュフローの計算書ですが、末尾の資金期末残高1億8,241万4,088円は、先ほどご説明申し上げました貸借対照表、流動資産（1）の現金預金と整合が取れているものでございます。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 一括議題といたしました7議案についての提案当局の説明が終わりましたので、当該7会計の決算審査の結果について、監査委員の報告を求めます。

この際、議員選出の吉村 徹監査委員は監査委員席にご着席ください。

5番吉村 徹君。

◎決算審査の結果について監査委員の報告

○議長 代表監査委員島貫憲明君、ご登壇の上、ご報告をお願い申し上げます。

（監査委員 島貫憲明君 登壇）

○監査委員 令和元年度川西町一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の決算審査の経過と概要について、ご報告申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1、審査の概要。

1、審査の対象、記載のとおりでございます。

2、審査の期間。

(1) 一般会計及び特別会計、延べ10日間でございます。

(2) 公営事業会計、7月6日、1日でございます。

3、審査の場所、記載のとおりでございます。

4、審査の手続。

(1) 一般会計及び特別会計。

この審査に当たっては、町長から提出された各会計歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する書類、財産に関する調書、さらに監査基準に基づいて、町補助金の交付状況、工事請負契約執行状況及び予算執行における不用額に関する調書、その他関係書類と諸票、証拠書類等を照合し、関係職員に説明を求めるとともに、会計経理事務は関係法令に準拠して正確に処理されているか、決算時の計数は正確かなどに主眼を置き、その他必要と求める事項の審査を実施いたしました。

(2) 公営企業会計。

町長から提出された水道事業会計決算報告書について、決算は水道事業の経営成績と財政状況を適正に表示しているかについて検証するため、損益計算書、貸借対照表及びキャッシュフロー計算書を基に会計帳票及び証拠書類との照合精査を行うなど、必要と認める審査手続により実施をいたしました。

また、事業の経営内容を把握するため、計数の分析を行い、経営の経済性発揮及び公共性確保を主眼として実施をいたしました。

次、2ページ、お願いいいたします。

第2、審査の結果。

審査に付された一般会計並びに特別会計6会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書は法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。また、財産に関する調書、各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認められました。

なお、各会計において、留意すべき事項につきましては、各会計ごとに記述をいたしました。

2ページの1、総括、決算の規模からにつきましては、先ほど説明がございましたので、各会計の決算額等につきましては、内容の説明を省略をさせていただきます。

次に、5ページをお開きいただきたいと思います。

財政収支の状況ということで、第2表に、先ほどもご説明ありましたように、令和元年度の歳入総額から歳出総額、その場合の形式的な収支、翌年度繰越を差し引きますと、実質収支ということで、2億6,641万2,000円、前年度の実質収支、これを差し引きますと単年度の収支ということで、1億5,623万1,000円、それから積立繰越額等を差し引きますと、実質単年度収支、1,793万6,000円ということで、今年度は黒字決算ということになってございます。

以降、各節ごとの決算額等を記載してございますので、内容の説明は省略をさせていただきまして、19ページをお開きいただきたいと思います。

ここに、留意すべき事項ということで一応記載をいたしました。

まず、1つ目は、決算収支の状況ということで、令和元年度の形式収支は2億6,787万5,000円、実質収支は2億6,641万2,000円、単年度収支は1億5,623万1,000円の黒字、実質単年度収支は1,793万6,000円の黒字となりました。

2番、予算の執行状況につきましては、先ほど説明ありましたように、予算額に対する決算額の割合、歳入で99.7%、歳出で97.3%であります。特別会計につきましては、歳入99.9%、歳出で98.7%になっておりまして、全般的に良好でございます。

次に、3番目の町債の償還状況につきましては、令和元年度の償還につきましては表のとおりでございます。令和元年度一般会計における起債発行高は15億3,837万6,000円で、年度末起債残高は130億9,212万2,000円となっており、今後、大規模な公共施設整備により交際費が大幅に増加するため、起債管理には十分留意し、財政健全化に努めていただきたいと思います。

4番目、財政の状況につきましては、財政運営の基本は、基礎的財政収支を保持しながら、経済変動や住民要望に対応し得る弾力性を持たせなければならない。財政構造の良否を判断する主要財務比率等の年度別推移表は次の表のとおりでございます。

それを20ページに記載しておりますが、これも報告事項の中でもう報告をされておりますので、計数等につきましては省略をさせていただきまして、アの経常収支比率は前年度より1.6ポイント減少しております。

また、イの将来負担比率は、前年度より9.3ポイント高くなっております。

それから、ウの実質公債費比率は、当該年度0.2ポイントほど、対前年度比減少しており

ます。

それから、エの財政力指数、これにつきましては、元年度におきましては0.25ということです、非常に川西の財政力は弱く、依存財源に頼る体質になっていることから、財政運営には特に注意を要します。

下、4行ですが、今後の地方財政は依然として厳しい財政環境が予想され、地方交付税の依存度が高く、交付額の多寡によって指標が大きく左右されるため、今後、公債費や社会保障関係費の増加が予想されることから、引き続き、起債発行の適正化、事業の選択など、基礎的財政収支の健全な運用をすることが重要です。

次に、各款別の決算額を書いてございますので、省略をさせていただきまして、29ページをお開きいただきたいと思います。

（2）の国民健康保険事業特別会計でございます。

これにつきましては、31ページに留意すべき事項を記載してございます。国民健康保険税の令和元年度決算における不納欠損額は1,290万2,237円、収入未済額は1億388万1,916円、歳出における不用額は2,774万3,096円となりました。

収入未済額につきましては、前年度比で1,108万6,000円の縮小となりましたが、滞納繰越額が多く、17年以上経過していることから、早急に事務処理に当たられたいと思います。

現年分の収納率は96.12%で、滞納分を含めると74.06%と低く、今後も収納率の向上に努めていただきたいと思います。

次に、32ページの下水道事業特別会計につきましては、内容の説明を省略させていただきます。

次に、35ページの農業集落排水事業特別会計につきましては、36ページに留意すべき事項ということで、令和元年度の農業集落排水加入者は、下小松地区は260人中252人で96.9%、中大塚地区では666人中607人で、91.1%と若干低くなっています。

本来の目的でございます加入率100%ということで、加入率の向上に今後も努力していくだきたいたいと思います。

次に、介護保険事業特別会計、内容につきましては記載のとおりでございますので、省略をさせていただきます。

次に、39ページの後期高齢者医療特別会計、これにつきましても内容は記載のとおりでございますので、省略をさせていただきます。

次に、40ページの水道事業会計でございますが、ただいま決算関係について説明がござい

ましたが、45ページに留意すべき事項ということで記載をいたしてございます。

特に川西町の管路経年比率、これにつきましては、類似団体より非常に高い状態であり管路更新は進んでいない。

有収率向上のため、漏水防止対策及び老朽管の更新工事を計画的に今後進めていただきたい。

水道事業の経営環境が厳しくなることから、経費の節減及び収納率向上、未収金対策を強化していただきたい。

今後、経営の安定を図り、良質な水の提供を目指し、今後とも経営努力をしていただきたい。

次に、47ページ、（8）財産に関する調書ということで、これは決算書における財産に関する調書の内容を記載してございますので、詳細な内容につきましては説明を省略させていただきます。

以上で、私からの令和元年度の決算審査の経過と概要について報告を終わります。

○議長 決算審査の結果について、監査委員の報告を終わります。

吉村 徹監査委員は自席にお戻りください。

◎発議第5号 特別委員会の設置について

○議長 日程第24、発議第5号 特別委員会の設置について、これを議題といたします。

本特別委員会の設置については、川西町議会委員会条例第5条並びに川西町議会運用例第7章第7項の規定により、令和元年度川西町一般会計ほか6会計の決算を審査するため、特別委員会を設置しようとするものであります。

事務局長に議案を朗読いたさせます。

緒形議会事務局長。

（事務局長議案朗読）

○議長 お諮りいたします。この際、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし）

○議長 ご異議なしと認めます。

直ちに採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎請願の付託

○議長 日程第25 請願の付託を行います。

今回、受理いたしました請願は1件であります。

請願第2号 JR羽前小松駅の東西区域をスムーズに往来できる自由通路の整備推進にかかる請願。

紹介議員の説明を求めます。

紹介議員井上晃一君。

1番井上晃一君。

○1番 1番井上です。

請願書紹介議員井上晃一。

読み上げまして、説明に代えさせていただきます。

川西町議会議長加藤俊一様。

JR羽前小松駅の東西区域をスムーズに往来できる自由通路の整備推進にかかる請願。

川西町の中心市街地であるJR羽前小松駅の西側区域は、古くから宿場町として栄え、現在も学校や事務所が集積し、本町の活性化を図るうえでは欠かすことのできない重要な地域です。

現在、役場庁舎の駅東側区域への移転が決定し、令和3年の開業に向けて整備が進められていますが、中心市街地のシンボルとも言える役場庁舎の移転に伴い、人や物の流れが変わり、街中の賑わいが損なわれることへの不安の声が高まっています。

一方、中心市街地の活性化に向けた現在の役場庁舎の跡地利活用の検討が進められています。新たに人の流れを生み出し、賑わいづくりを図ろうとするものですが、そのためには、JR羽前小松駅の東西区域をスムーズに往来できるアクセス機能の向上が必要です。

町の表玄関となるJR羽前小松駅は、昭和57年に全国初の「町民駅」として開業し、当時は、町民の皆さんの盛り上がりを背景に、中心市街地活性化の拠点としての役割を果たしていましたが、その後は、町民の皆さんの関心も薄れつつあったことから、第3次川西町総合計画においては、駅東西区域を結ぶ自由通路の整備が重要課題として掲げられました。しか

し、実現には至らずに今日に至っています。

役場庁舎の駅東側区域への移転に伴い、人の往来や物流がそちらに向かうことが想定される今、駅西側の中心市街地の賑わいづくりを図るとともに、町民の皆さんはもとより川西町を訪れる方々の利便性を向上させるためにも、駅の東西区域を自由に往来できる自由通路の整備に、今、取り組むべきです。

については、JR羽前小松駅の東西区間をスムーズに往来できる自由通路の整備を強力に推進するよう請願します。

令和2年8月25日。

東西自由通路を実現する会、川西町上小松、園部義一であります。

○議長 本請願は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長 以上をもって、本日予定しました全日程を終了いたしました。

なお、山形県町村議會議長会会长、菅野富士雄氏より、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について、南向自治会長、柴倉今朝吉氏より、町道屈折箇所解消に関する要望書、広域社団法人東置賜シルバー人材センターより、人生百年時代におけるシルバー人材センターの決意と支援の要望、消費税・適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関する要望が、既に配付のとおり提出されておりますので、ご覧ください。

これをもって本日の会議を散会いたします。

誠にご苦労さまでした。

(午後 2時22分)